

用語集



あ行

○雨水浸透施設（うすいしんとうしせつ）

雨水を地下に浸透させるための装置・設備の総称で、水害の防止や地下水の涵養に役立てられています。代表的なものとして、雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、透水性舗装、雨水浸透側溝があります。

○エコミュージアム（えこみゅーじあむ）

ある地域環境全体を博物館と見立てて行われる活動やその考え方のことです。地域内に点在する自然環境やこれまで受け継がれてきた生活様式・文化をそのまま野外展示物としてとらえ、行政と地域住民が一体となり「生活・環境博物館」として保存・育成・展示・活用するというものです。

○枝下ろし補助金（えだおろしほじょきん）

「国分寺市保存樹木枝おろし補助金交付要綱」に基づき、保存樹木を整枝剪定する際に補助金を交付する制度です。

○援農ボランティア（えんのうぼらんていあ）

市民農業大学で所定の課程を修了した「援農ボランティア認定証」を持つ市民が、市に登録し、市内の農家で農作業を手伝うボランティアです。

○オープンスペース（おーぶんすぺーす）

公園、河川・湖沼、山林、農地など、建築物や構造物などがない土地のことです。

○屋上緑化，壁面緑化（おくじょうりょくか，へきめんりょくか）

屋上緑化とは、建築物の断熱性や景観の向上などを目的に、屋上に植物を植えて緑化することです。同様に、建築物の外壁を緑化することを壁面緑化といいます。

か行

○開渠（かいきょ）

地上部に造られた、蓋掛けなどがされていない状態の水路のことです。これに対し、地下に埋設もしくは蓋掛けされた水路を「暗渠（あんきょ）」といいます。

○外来生物（がいらいせいぶつ）

本来その地域に生息していない、他の地域から人為的に持ち込まれた生物のことです。これに対し、本来その地域に生息している生物を「在来生物」といいます。

○環境影響評価（かんきょうえいきょうひょうか）

開発がもたらす環境への影響を事前に予測・評価することで、環境アセスメントともいいます。

○環境施設帯（かんきょうしせつたい）

道路沿道への騒音や排気ガスなどの環境負荷を緩和するために設置する、植樹帯、路肩、歩道、副道などの道路施設のことです。本市では、国3・2・8号線に緑地で構成される環境施設帯の設置が予定されています。



○涵養（かんよう）

雨水や河川水などが地面に浸透して地下の土壤に蓄えられることです。

なお、森林や農地は、表土が露出していることから、アスファルトなどで固められた地面に比べ涵養機能が高く、降雨時の河川への雨水の急激な流入を防ぎ、洪水の緩和や河川の流量を安定させるとともに、雨水が土壤を通過する際に窒素やリンなどが土に吸着・ろ過することで水質を浄化する働きを持っています。

○協働（きょうどう）

市民・事業者等と市が適切な役割分担のもと、協力してまちづくりなどに取り組むことです。

○景観重要樹木（けいかんじゅうようじゅもく）

地域の景観上の核となる重要な樹木について、景観法の規定に基づいて指定するものです。景観重要樹木に指定されると、管理行為などを除き、現状変更に対して景観行政団体の長の許可が必要となります。

○国分寺市の緑の保護と推進に関する条例（こくぶんじしのみどりのほごとすいしんにかんするじょうれい）

市民の健康と快適な生活環境を確保するため、緑化施策を定め、市内の緑を保護し、緑化を推進することを目的とした条例です。市長の諮問機関として緑の保護と推進に関する事項を協議する「国分寺市緑化推進協議会」の設置や、緑地保護地区の指定、保存樹木・保存樹林地の指定などが定められています。

○国分寺市まちづくり条例（こくぶんじしまちづくりじょうれい）

市のまちづくりに関する基本理念を定めることにより、市民の福祉を高め、豊かな緑と水と文化財にはぐくまれた安全で快適なまちづくりの実現に寄与することを目的とした条例です。市の特性を活かしたまちづくりの仕組み、開発事業に伴う手続、土地利用に関する基準、都市計画法の規定に基づく都市計画の手続き、開発許可の基準などを定めています。

○国分寺市緑と水と公園整備基金（こくぶんじしみどりとみずとこうえんせいびききん）

「国分寺市緑と水と公園整備基金条例」に基づき、緑地、湧水等及び公園の整備等の事業に必要な資金を積み立てするために設置された基金です。予算で定める積立金や基金の目的に沿う寄附金、まちづくり条例の規定により提供される協力金などを基金に繰り入れます。

さ行

○市街化区域（しがいかくいき）

都市計画法に基づくもので、既に市街地を形成している区域、もしくは計画的な整備や開発により市街化を図るべき区域として定められた区域です。本市は全域が市街化区域に指定されています。

○市民農園（しみんのうえん）

市が運営する農園で、非農家の市民を対象に農地を貸し出し、利用者が資材や道具を持ち込んで、決められた区画の中で野菜を栽培するものです。

○市民農業大学（しみんのうぎょうだいがく）

市が実施する市民を対象とした農業学習事業で、地元農業者の指導のもと、年間（4月から12月）を通じて農作物の播種・定植から除草などの農場管理、収穫に至る一連の作業に取り組む体験学習を行います。学習を通して市民の農業への理解と関心を深めるとともに、市民農園利用者への助言・指導者を育成することを目的とします。

○市民緑地（しみんりょくち）

都市緑地法に基づき、土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を一般市民に公開する制度です。対象となる緑地は、都市計画区域内の300㎡以上のまとまった土地で、契約期間は5年以上となります。土地所有者にとっては、税の減免措置や、地方公共団体や緑地管理機構が緑地の管理を行うことから、管理負担の軽減といったメリットがあります。

○社寺林（しゃじりん）

寺院や神社の境内に植生している樹林（鎮守の森など）のことで、一般の社寺林ではスギ、ヒノキ、クスノキなどの常緑樹が多く見られますが、本市においては、ケヤキなどの落葉樹が多く見られます。

○樹木医（じゅもくい）

樹木の健康状態を診断し、樹勢回復・保全のための治療、後継樹の保護・育成、樹木保護に関する知識の普及・指導を行う専門家のことです。

○生産緑地地区（せいさんりょくちちく）

市街化区域内の農地を保全することにより、公害や災害の防止、豊かな都市環境の形成を目的とした地区です。指定要件には、農林漁業などの生産活動が営まれていること、面積が500㎡以上あることなどがあります。指定を受けた農地は、相続税の納税猶予の特例などの措置が設けられている一方、指定から30年間の営農義務がある、農地以外の用途で転用・転売ができない、などの制限が設けられています。

○生物多様性（せいぶつたようせい）

生物種の多様さと、それによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態をいいます。自然の生態系を構成する動物、植物、微生物など、地球上の豊かな生物種及びその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性を意味する包括的な概念です。

○雑木林（ぞうきばやし）

平野部（台地）の農耕地に隣接するクスギやコナラ、エゴノキなどの落葉広葉樹を主体とした二次林で、かつてはこうした雑木林が、農地の土壌や作物の保護（耕地防風林）、薪炭の生産、堆肥用落ち葉の採集など、生活に重要な役割を果たしていました。

○相続税納税猶予制度（そうぞくぜいのうぜいゆうよせいど）

生産緑地地区内にある農地等については、租税特別措置法に規定する都市営農農地等として、相続税及び贈与税の納税猶予に関する特例の適用対象とされています。



た行

○胎内堀跡（たいないぼりあと）

玉川上水から武蔵野台地へ引水するための分水路のひとつで、水路のルート上に他の分水路と交差する箇所があったため、地中を通るトンネル状の堀として築られました。現在では流水は無く、水路跡の横穴と堀さらい用の縦穴が一部に残っています。

○多自然型工法（たしぜんがたこうほう）

河川などが本来有している自然環境に配慮し、自然に近い景観や空間の保全・創出を目指した工法のことです。

○地域制緑地（ちいきせいりょくち）

良好な自然環境などを保全するために、法律や協定、条例などにより土地利用や開発事業を規制することで、緑地として担保された区域のことです。

○地区計画（ちくけいかく）

都市計画法に基づく制度で、住民の合意に基づき、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するものです。地区計画では、地区の目標や方針を定めるほか、公園や道路などの施設の配置、建築物の用途や建て方、緑化率など、まちづくりの具体的な内容について地区の特性に応じたルールを定めることが可能となっています。

○地産地消（ちさんちしょう）

地域生産・地域消費（ちいきせいさん・ちいきしょうひ）の略語で、地域で生産された農産物などをその地域で消費することです。

○特別緑地保全地区（とくべつりょくちほぜんちく）

都市における良好な自然的環境となる緑地を、現状凍結的に保全するための制度です。10ha以上は都が、10ha未満は市が都市計画法の地域地区として指定します。

地区に指定されると、一定の建築行為などに許可が必要となる一方、土地所有者は、優遇税制により土地の所有コストを軽減できるほか、指定主体に対して土地の買入れを申し出ることができます。

○都市農地保全推進自治体協議会（としのうちほぜんすいしんじちたいきょうぎかい）

都市農地（市街化区域内農地）の減少という共通の課題を抱える基礎自治体が、減少の大きな原因となっている法制度上の不備などの改善を目指す組織です。平成 21 年 4 月現在、本市を含む都下の 38 自治体が会員となっています。

○都市計画決定（としけいかくけつてい）

地域地区、都市施設、市街地開発事業などのさまざまな都市計画を一定の手続きにより正式に決定することです。都市計画の決定権者は、原則として都道府県知事、または市町村長となります。都市計画決定された区域内では、一定の建築行為が制限されることとなります。

なお、都市計画決定された都市公園・緑地を都市計画公園・緑地といい、道路であれば都市計画道路、河川であれば都市計画河川といいます。

○都市計画公園・緑地の整備方針（としけいかくこうえん・りょくちのせいびほうしん）

都市計画公園・緑地の計画的・効率的な整備促進を図るため、2015 年までに優先的に整備する公園・緑地を明確にした事業化計画を含む整備方針として、平成 18 年 3 月に東京都・特別区・市町が共同で策定した計画です。

○都市公園（としこうえん）

都市公園法に基づき地方公共団体又は国が設置する公園又は緑地のことです。

都市公園は、主に住区基幹公園と都市基幹公園に区分され、さらに求める機能に応じて、配置や規模の基準が設けられています。

住区基幹公園は、徒歩圏内に居住する人々の日常的な利用を目的としており、「街区公園」「近隣公園」「地区公園」があります。

都市基幹公園は、1つの市町村内に居住している人々の利用を目的としており、「総合公園」や「運動公園」などがあります。

種別	設置目的	配置方針
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園 敷地面積0.25haを標準とする。 誘致距離250mを標準とする。（※参考値）
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園 敷地面積2haを標準とする。 誘致距離500mを標準とする。（※参考値）
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園 敷地面積4haを標準とする。 誘致距離1kmを標準とする（※参考値）
都市基幹公園	総合公園	主として1つの市町村の区域内に居住する者の休息、散歩、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園 原則として、1つの市町村の区域を対象として、住民が容易に利用できる位置に配置する。
	運動公園	主として運動の用に供することを目的とする公園 原則として、1つの市町村の区域を対象として、住民が容易に利用できる位置に配置する。
特殊公園	風致公園	主として風致の享受の用に供することを目的とする公園 樹林地、湖沼、海浜等の良好な自然的環境を形成する土地を選定して配置する。
	歴史公園	歴史公園等の特殊な利用を目的とする公園 遺跡、庭園、建築物等の文化的遺産の在する土地若しくはその復元、展示等に適した土地又は歴史的意義を有する土地を選定して配置する。
都市緑地	主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地	面積0.1ha以上を標準として配置する。 ただし、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合、植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合は、0.05ha以上とする。
緑道（緑道公園）	災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的とし、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地	各都市施設を相互に結ぶよう配置する。

※：誘致距離標準については、都市公園施行令改正前の基準です。
現在では、より柔軟に地域の状況に即した都市公園の整備を促進するため、誘致距離標準は、同令の改正により廃止されています。
なお、都市公園法運用指針（平成16年12月）においては、同令改正前の誘致距離標準が参考値として示されています。

○都市施設（とししせつ）

都市に必要な施設として、都市計画法第11条第1項各号に掲げられている施設のことで、道路、公園、河川、下水道、教育文化施設などの施設の総称です。

○都市マスタープラン（としますたーぷらん）

都市計画法第18条の2に規定されている、市町村の都市計画に関する基本的な方針で、長期的なまちづくりの方針、将来像、その実現の手段、プロセスを総合的・体系的に示す計画です。本市においては、平成12年3月に「国分寺市都市マスタープラン」を策定しています。

○都市緑地法（としりょくちほう）

都市における緑地の保全とともに、緑化や都市公園の整備を推進することにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした法律です。緑の基本計画もこの法律に基づいて策定されています。

な行

○農業体験農園（のうぎょうたいけんのうえん）

農家が開設する農園で、資材や道具などは農家が用意し、農家の指導により市民が野菜づくりを体験するものです。



○野川流域河川整備計画（のがわりゅういきかせんせいびけいかく）

20～30年後の野川の整備目標や具体的な整備内容を示した計画で、河川法に基づき、平成18年3月に東京都が策定しました。

は行

○ヒートアイランド現象（ひーとあいらんどげんしょう）

都心部の気温が周辺の市街地や郊外に比べて相対的に気温が高くなる現象のことで、等温線を描くと温度の高いところが島（熱の島：ヒートアイランド）のように見えることに由来します。原因としては、都市の高度高密度化と緑地の減少により、様々な都市活動により放出される熱が、建築物や、アスファルトやコンクリートで覆われた環境に蓄えられるためといわれています。

なお、都市内部にある地表面の温度が低い緑地や河川が周辺の熱を下げることを、クールアイランド効果といいます。

○ビオトープ（びおとーぷ）

生命（バイオ）と場所（トポス）の合成語で、地域の野生生物が生存できるような良好な自然環境を備えた生物生息空間のことです。単に植物が生育するだけの緑地・水系ではなく、その地域にいる様々な生物が生息できる生態学的に見ても良好な自然的空間であることが特徴で、人工的に生物の生息空間として環境を整備した場所も含めて用いられています。

○微気象（びきしょう）

地表付近の大気現象のことです。微気象は、地表・地形・建物・植生・農作物などの影響を受けて微細な変化が生じることから、農業や生物の生息環境に大きな影響を持ちます。

○風致地区（ふうちちく）

都市の自然美を維持することを目的とした都市計画法に基づく制度で、建築物の建築や木竹の伐採などの制限を受けます。

○複断面河道（ふくだんめんかどう）

低水流量を流すための低水路と、高水のとみにだけ水が流れる高水敷とをもつ河道のことです。野川では、高水敷を緑地にする複断面河道による整備が計画されています。

○壁面緑化（へきめんりょくか）

（「屋上緑化、壁面緑化（おくじょうりょくか、へきめんりょくか）」の項目を参照）

○萌芽更新（ぼうがこうしん）

樹木の伐採後に、残された根株から伸びた芽を適切な管理により育て、雑木林を更新させる方法です。

かつて雑木林は、薪炭の生産により定期的に伐採されていたことから、萌芽更新が繰り返され、生命力のある若い雑木林としての環境が保たれていました。しかし、生活の変化に伴い放置された雑木林では、樹木の太木化により日光が入らなくなり、天然更新が進まないほか、光を必要とする下層の草花が衰退するなど多くの問題が発生しています。このため、昔のように適度に手を入れ、自然の力を利用して良好な雑木林として維持していくための手法として萌芽更新が期待されています。

○防災まちづくり推進地区（ぼうさいまちづくりすいしんちく）

「安全で住みよい、まちづくり」を実現するため、自治会や町会と市が協定を結び、地域住民と市が協力して防災まちづくりを進めていくものです。高木町地区をはじめとするいくつかの地区では、防災まちづくり活動の一環として、高く積んだブロック塀をやめ、フェンスや生垣による塀づくりを推奨しています。

○ポケットパーク（ぽけっとぱーく）

主に道路整備や交差点の改良によって生まれたスペースを利用し、ベンチなどを設置して作った小規模な公園のことです。

○保存樹木、保存樹林地（ほぞんじゅもく、ほぞんじゅりんち）

「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき、市町村長が都市の美観風致を維持するために保存の必要があると認めて指定した、樹木または樹林地です。

本市では「国分寺市の緑の保護と推進に関する条例」において、保存樹木に対する奨励金や補助金の交付が規定されている一方、所有者に対しては、枯損防止など保存に努める義務を負うことが規定されています。

ま行

○まちづくりセンター（まちづくりせんたー）

「国分寺市まちづくり条例」の規定に基づき、まちづくり支援機関として市が設置したもので、市民活動団体との協働事業として運営されています。

市民主体のまちづくり、市民と市の協働によるまちづくりの推進を目的に、まちづくり情報の集約、まちづくりへの参加システムの確立、学習会・研究会の支援、専門家の派遣など、まちづくり活動の支援を行っています。

○緑確保の総合的な方針（みどりかくほのそうごうてきなほうしん）

2010年度から10年間を目安に、守るべき緑の確保の方針や、規制・誘導策を用いて緑化の推進を図るための方針を示す計画で、平成22年5月に東京都と区市町村が合同で策定しました。

○みどりの新戦略ガイドライン（みどりのしんせんりゃくがいでらいいん）

東京のみどりの目標の実現に向け、公共のみならず、民間事業者や都民・NPOなどによるみどりづくりを誘導するための指針として、平成18年1月に東京都が策定した計画です。

○みどり率（みどりりつ）

東京都が「緑の東京都」（平成12年12月策定）において、新たなみどりの指標として設定したものです。樹林地、草地、農地、宅地内の緑、道路の緑、公園の敷地、水面（河川・水路など）の合計面積が、地域全体に占める割合をいいます。

○むかしの井戸（むかしのいど）

市民が自由に使える災害用の給水施設として、市が公園などに設置した手押しポンプ式の井戸です。市民が地域の交流や憩いの場としても使えるように、あずま屋も設置されています。



や行

○屋敷林（やしきりん）

一般に、農家などにおいて、防風や防雪を目的に建物の周りに植栽された林のことをいいます。本市では、ケヤキ、シラカシなどの高木が多く見られます。

○ユニバーサルデザイン（ゆにばーさるでざいん）

文化・言語の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計・デザインのことです。できるだけ多くの人が利用可能なデザインにすることを基本的な考えとしており、デザインの対象を障害者に限定していない点が一般にいわゆる「バリアフリー」と異なります。

○ランドマーク（らんどまーく）

土地における視覚的な目印のことです。具体的には、建築物、モニュメント、樹木といった都市において目印となるものや、地域の景観を特徴づけるようなものをいいます。

○緑地協定（りょくちきょうてい）

相当規模の一団の土地において、土地所有者などの合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する、都市緑地法に基づく制度です。

協定では、保全又は植栽する樹木などの種類や植栽する場所、保全又は設置する垣や柵の構造などのほかに、違反した場合の措置についても定めることができます。

○緑地保全地域（りょくちほぜんちいき）

東京都条例「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づく制度で、良好な自然地や歴史的遺産と一体となった樹林などを区域指定し、その保護と回復を図るものです。

○緑地率（りょくちりつ）

地域全体に占める緑地面積の割合です。ここでいう緑地とは、公共的に担保されたものを指しており、大きくは「公園緑地等の都市施設とする緑地（公園など）」、「制度上安定した緑地（緑地保全地域、生産緑地地区など）」、「社会通念上安定した緑地（社寺境内地、大学・研究所施設の敷地など）」の3つに分かれます。

○緑被率（りょくひりつ）

地域全体に占める緑被地面積の割合です。緑被地とは上空から見下ろしたとき植物に覆われている部分の土地のことで、その形態により、樹林地、宅地の庭、草地、農地（野菜畑・植木畑・果樹園）に分類されます。

◆◆ 施策に関する語尾の表現方法について ◆◆

実施主体	表現方法	定義
市が主体 の施策	～を目指します ～を図ります	○目標，方向性に関するもの。
	～を検討します	○施策の基本方向は定まっているものの，現段階（本計画の策定段階）では事業イメージが定まっていないもの。 ○事業実施に向けての課題が多いことから，実現に向けた検証が必要なもの。
	～を進めます ～します	○既に事業に着手しており，引き続き取り組むもの。 ○本計画に基づき，取り組んでいくもの。
	～を依頼します	○民有地において，地権者の協力のもと，取り組むもの。
市以外が 主体の施策	～を促進します	○市以外が主体となる事業や取り組みに関して，実施を促すもの。
	～を要望します	○国・都などの事業主体に，事業の実施・拡充などを求めるもの。

国分寺市緑の基本計画 2011

平成 23 年（2011 年）3 月

編集・発行／国分寺市都市建設部緑と水と公園課
〒185-8501
東京都国分寺市戸倉 1 丁目 6 番地 1
電話：042-325-0111（代表）